

小樽市銭函保育所における紙おむつ等定額利用サービス事業 公募型プロポーザル応募要項

1 目的

小樽市（以下「市」という。）が設置する公立保育所のうち、銭函保育所において、紙おむつ等の定額利用サービス（以下「サービス」という。）を試行導入するに当たり、当該サービスを提供する事業者を、利用料だけではなく、サービス内容等も含めて総合的に評価する公募型プロポーザルにて選定するため、本要項を制定する。

2 参加資格

- (1) 応募書類提出期限において、自治体が設置する公立の保育所等においてサービス提供実績が10自治体以上あること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 法人であること（個人及び法人格を有しない団体の応募はできない）。
- (4) 次に掲げるものに該当しない者であること。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。
- (5) 応募書類提出期限において、直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、本社所在地の都道府県税、小樽市税の滞納がないこと。
- (6) 応募書類提出期限において、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

3 サービス実施期間等

- (1) 準備期間 覚書締結の日から令和9年3月31日まで
- (2) 無償期間 令和9年4月1日から令和9年4月30日まで
- (3) 実施期間 令和9年5月1日から令和10年3月31日まで

※ 上記(2)に掲げる「無償期間」とは、保護者がサービスを試すために、希望する保護者に無償でサービスを提供する期間とする。なお、無償期間の提案内容が1か月を超える場合の実施期間の開始日は、当該提案された無償期間の末日の翌日とする。

※ 上記(3)について、保護者の利用状況や保育士等の負担軽減状況等（以下「利用状況等」という。）を勘案し、実施期間満了前に利用を終了する場合がある。

4 事業内容

別紙「仕様書」のとおり。

5 募集スケジュール

募 集 開 始 日	令和8年 9月 1日 (火)
質 問 受 付 期 限	令和8年 9月15日 (火) 午後5時20分
質 問 回 答 日 (予 定)	随時 (最終回答: 令和8年9月25日 (金))
応 募 申 請 書 等 提 出 期 限	令和8年 9月30日 (水) 午後5時20分
審 査 (予 定)	令和8年10月 1日 (木) から 令和8年10月16日 (金) まで
審 査 結 果 通 知 (予 定)	令和8年10月23日 (金)
覚 書 締 結 (予 定)	令和8年11月

6 応募申請書等の交付方法

令和8年9月30日 (水) までに、小樽市ホームページからダウンロードする方法で交付する。

【ホームページアドレス】

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2026071300021/>

7 質問及び回答

本事業に係る質問事項がある場合は、下記質問フォームに質問事項の要旨を簡潔に入力すること。

なお、電話や窓口訪問による口頭での質問、質問受付期限を過ぎた質問については受け付けない。

(1) 受付期間

令和8年9月1日 (火) から令和8年9月15日 (火) 午後5時20分まで

(2) 質問フォーム

<https://logoform.jp/form/fqKj/1696200>

(3) 回答方法

質問事項と回答については、令和8年9月25日 (金) までに質問者へ電子メールで回答するとともに、市ホームページに掲載するものとする。

また、質問者の事業者名は公表しないほか、受託者選定に公平性を保てないと判断した質問内容については、回答しない。

8 応募申請書等

(1) 提出書類

ア 応募申請書 (様式1)

イ 誓約書 (様式2)

ウ サービス概要等が分かる資料 (任意様式)

エ サービスで提供する各おむつサイズ・タイプの製品写真 (パッケージ、おむつ本体) (任意様式)

オ 会社概要及び直近3年分の決算報告書等 (貸借対照表、損益計算書等)

カ 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)

キ 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」並びに「都道府県税」に未納の税額がないことを証する証明書

ク 小樽市税に滞納がないことの証明書（小樽市に納税義務がある場合のみ。）

(2) 注意事項

ア 審査に当たっては、応募書類を基に書面審査を行うことから、上記(1)-ウ「サービス概要が分かる資料」には、別紙「仕様書」及び別紙「選定評価基準表」等に基づき項目ごとに具体的かつ明確に記載するほか、導入準備から運用開始までに保護者側と保育士側の双方が行うべき必要な準備等についても記載すること。

イ 上記(1)-カ、キ及びクは直近1年分とし、応募申請書等提出日以前3か月以内に発行されたものであれば、写しでも構わない。

(3) 提出部数

上記(1)-ア及びイ、オ〜クは各1部、上記-ウ及びエは各8部

(4) 提出期限

令和8年9月30日（水）午後5時20分まで

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参の場合は土・日曜日、祝日を除く日の午前8時50分から午後5時20分までとし、郵送の場合は上記(4)の期限内必着とする。

(6) 提出先

「12 問合せ・連絡先」のとおり

(7) 辞退する場合

応募申請書等の提出後に辞退する場合は、令和8年10月16日（金）までに辞退届（様式3）を持参又は郵送の方法により提出すること。（郵送の場合は、令和8年10月16日（金）必着）

(8) 注意事項

ア 応募申請するサービスは、応募申請事業者において複数のサービスプランを展開している場合であっても1事業者につき、1件とする。

イ 利用料金について、児童の年齢等により異なる金額を設定することは可能とする。ただし、応募申請書の金額の欄には、想定される最大の金額のみ記載すること。なお上記(1)-ウ「サービス概要等が分かる資料（任意様式）」に児童の年齢等により異なる金額設定がある旨を記載することは妨げない。

9 審査方法

(1) 審査体制

市職員で構成する小樽市銭函保育所における紙おむつ等定額利用サービス事業者公募型プロポーザル選考審査委員会（以下「委員会」という。）が審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を選定する。

(2) 審査期間

令和8年10月1日（木）から令和8年10月16日（金）まで（予定）

(3) 審査方法

委員会は、別紙「選定評価基準表」に基づき、提出された応募書類及び必要に応じて電話等で行ったヒアリング内容に基づき書面審査し、総合点数により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を選定する。

なお、総合点数が同じ場合は、利用料が低い者から順次上位の順位を付けるものとし、委員会で審査した結果、合計点が満点の半分に満たない応募事業者については、選定しない。

(4) 提案者の失格

覚書締結までに、提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ア 「2 参加資格」要件を満たさなくなった場合
- イ 期限までに必要書類が提出されなかった場合
- ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 提案者がヒアリングに協力しない場合
- オ 審査の公平性を害する行為があったと市が認めた場合
- カ その他委員会が不適格と認めた場合

(5) 審査結果の通知

選定結果は、提案者全員に文書により通知する。なお、選定結果及び選考の経過についての問合せ、異議申立てに対しては応じない。

10 覚書の締結方法等

- (1) 受託候補者として選定した提案者と覚書を締結する。ただし、上記 9-(4)に該当した場合や事情やむを得ない理由により受託候補者と覚書を締結できない場合は、次点の提案者を受託候補者として選定し、覚書を締結する。
- (2) 受託候補者が正当な理由なく覚書を締結しないときは、その選定を取り消すとともに、次点の提案者を受託候補者として選定し、覚書を締結する。

11 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出など本件プロポーザルに参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出期限以後の提出書類の再提出、追加、差替は認めない。
- (3) 提出書類等は、受託者の選定以外には使用しない。
- (4) 提出書類等は、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (5) 提出書類等は、返却しない。
- (6) 提出書類等に虚偽の記載を行った場合、当該提出書類等を無効とする。
- (7) 本件プロポーザルに関し、参加者が 1 者のみの場合であっても、委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (8) 提出書類等は、小樽市情報公開条例（平成 18 年市条例第 52 号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものその他の同条例第 7 条各号の不開示情報を除き、開示の対象となる。
ただし、提出書類等の提出及び審査期間中は、同条例第 7 条第 3 号又は第 5 号の規定により、開示の対象としない。
- (9) 審査において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、当該目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとする。
- (10) 令和 10 年度以降の小樽市銭函保育所でのサービス本格導入については利用状況等を勘案し、市が判断するほか、令和 10 年度以降同保育所以外の公立保育所でも当該サービスを導入する場合がある。

12 問合せ・連絡先

小樽市こども未来部子育て支援課（市役所別館 5 階）

担当：増子

〒047-8660 小樽市花園 2 丁目 1 2 番 1 号

電 話：0134-32-4111 内線 398

電子メール：kosodate-sien@city.otaru.lg.jp

選定評価基準表

評価項目	評価基準（着眼点）	配点 (満点)
業務効率化	保護者及び保育士の負担軽減において、効果的な提案となっているか。	20
導入実績	他自治体において導入実績があるか	10
利用料	利用料はサービス内容に対して適正なものであるか	30
サービス内容	紙おむつ等の配送頻度・配送単位は適切か	40
	利用者及び保育所に対するサポート体制は適切か	
	提供される紙おむつ等の品質は利用者ニーズを踏まえたものであるか	
	導入・運用のしやすさは適切か	
	その他の有益な付加的サービスがあるか	
合 計		100